平成２４年（フ）第１９号
茨城県つくば市若栗1281番地15　青空ハイツ202号
債務者　鈴木　聖子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第６６号
愛知県春日井市中央台２丁目３番地２　228号棟703号室
債務者　サンクスこと　松島　亀彦
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２８号
愛知県春日井市中央台２丁目３番地２　228号棟703号室
債務者　松島登美子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１号
沖縄県浦添市伊祖２丁目29番１―301号
債務者　豊平　広美（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１２号
仙台市宮城野区栄１丁目５番８号　Ｈ－ｐｅａｃｅ158―103
債務者　最上　恵和
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６２５号
茨城県鉾田市玉田1074番地76　エステート旭３号
債務者　平沼　　誠
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６２６号
茨城県鉾田市玉田1074番地76　エステート旭３号
債務者　平沼　宏美
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６７４号
茨城県常陸大宮市泉338番地の４
債務者　君島　　卓
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２号
茨城県桜川市岩瀬1570番地３　アスカハイツＢ棟201
債務者　岩崎　　彰
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１４号
水戸市千波町北葉山1779―10　ヒルズ北葉山101号室、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字三反田2933番地の２
債務者　平澤　　宰
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３９号
茨城県小美玉市竹原900番地19
債務者　仙田　丈二
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５号
茨城県つくば市島名2323番地ミレニオつくば万博記念公園1010号
債務者　岡野　　洋
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３６３号
茨城県常総市水海道森下町4141番地１、前住所千葉県松戸市上矢切522番地の１　メゾンルミエール204号
債務者　田宮　　恵
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１０号
茨城県結城郡八千代町大字水口583番地46
債務者　杉山まゆみ
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第６号
群馬県みどり市笠懸町鹿4267番地２　ローズガーデンⅢＨ号室、住民票上の住所群馬県伊勢崎市間野谷町543番地３
債務者　齋藤あゆみ
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１８３号
千葉県木更津市木更津２丁目12番８号ＦＲＥＧ木更津　12号室、住民票上の住所千葉県木更津市木更津２丁目３番11号
債務者　中村　庄一
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部